

MVNO様説明会資料

MVNO様向けご提供条件について

**2013年9月2日
UQコミュニケーションズ株式会社**

本日のご説明内容

I

WiMAX 2+サービスの概要

II

MVNO様へのご提供概要

III

その他

本日のご説明内容

I

WiMAX 2+サービスの概要

II

MVNO様へのご提供概要

III

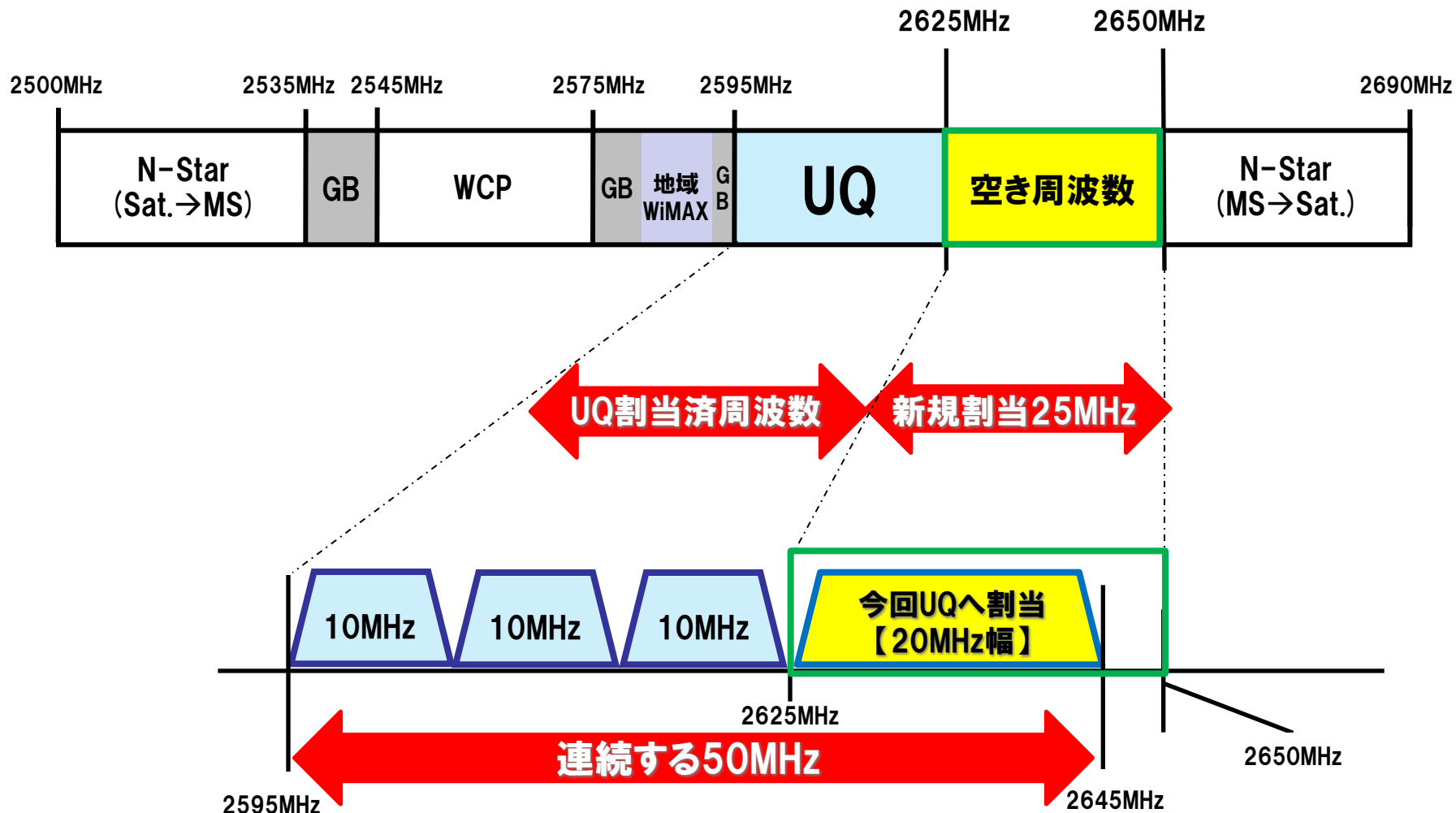
その他

WiMAX2+の導入

これまでのUQの歩み

2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
試験サービス開始 2009/2/26  商用サービス開始 2009/7/1 	社長交代 2010/6/14 	100万契約 2011/6/15  200万契約 2012/2/26 	300万契約 2012/7/14  400万契約 2013/2/9 	累計426万契約 2013/7末 
開設計画の認定 2007/12/21 	10,000基地局 2010/8/12 	15,000基地局 2011/5/31 FTで150Mbps実証実験 2011/7/6 	20,000基地局 2012/4/25 初期認定開設計画 前倒し達成 2012/11/30 	2.5GHz帯特定基地局 開設計画申請 2013/6/24 2.5GHz帯特定基地局 開設計画認定 2013/7/29

2.5GHz帯周波数



WiMAX2+の特徴

1 超高速モバイルブロードバンドサービス
将来的には下り1Gbpsを超えるスピードを実現

2 周波数利用効率の更なる拡大
ネットワーク収容能力の向上

3 TD-LTE方式との互換性確保によるエコシステム構築
端末や設備等をより安価に調達

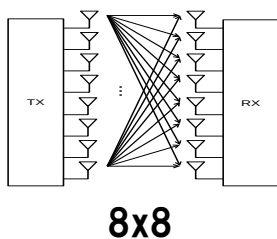
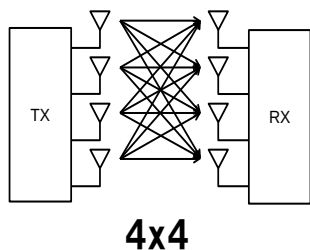
4 高速モビリティ機能の拡大
時速350kmでの高速大容量通信を実現

5 WiMAX(802.16e)とのシームレスなサービスを維持
現在のWiMAX端末も引き続き利用可能

高速化技術の採用

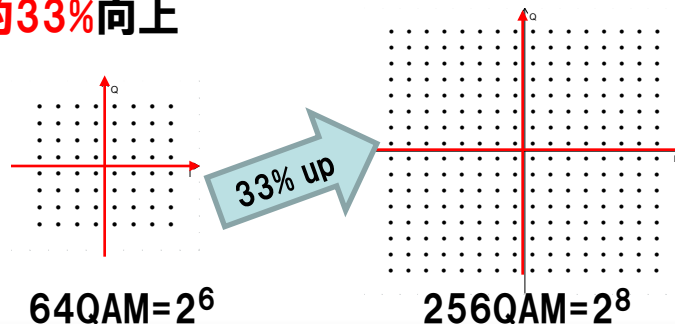
高度化MIMO (4x4, 8x8)

高度化MIMO導入により、下り最大通信速度を4x4:約2倍、8x8:約4倍に向上



高度化変調方式 (256QAM)

256QAM*導入により、下り最大周波数効率を約33%向上

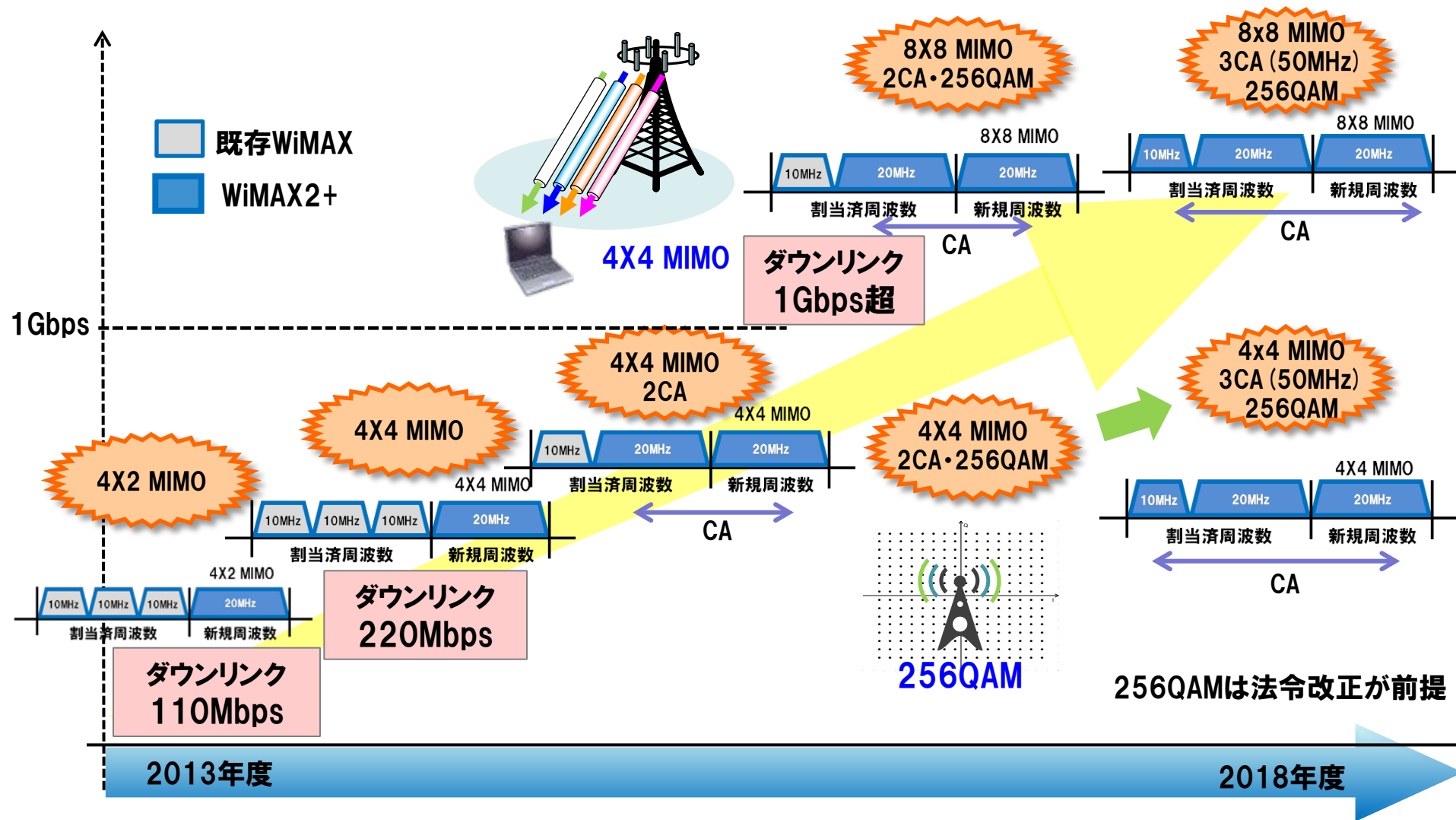


キャリアアグリゲーション (CA)



CA導入により、下り最大通信速度を2倍(20MHz→20+20MHz)に向上

超高速化の実現



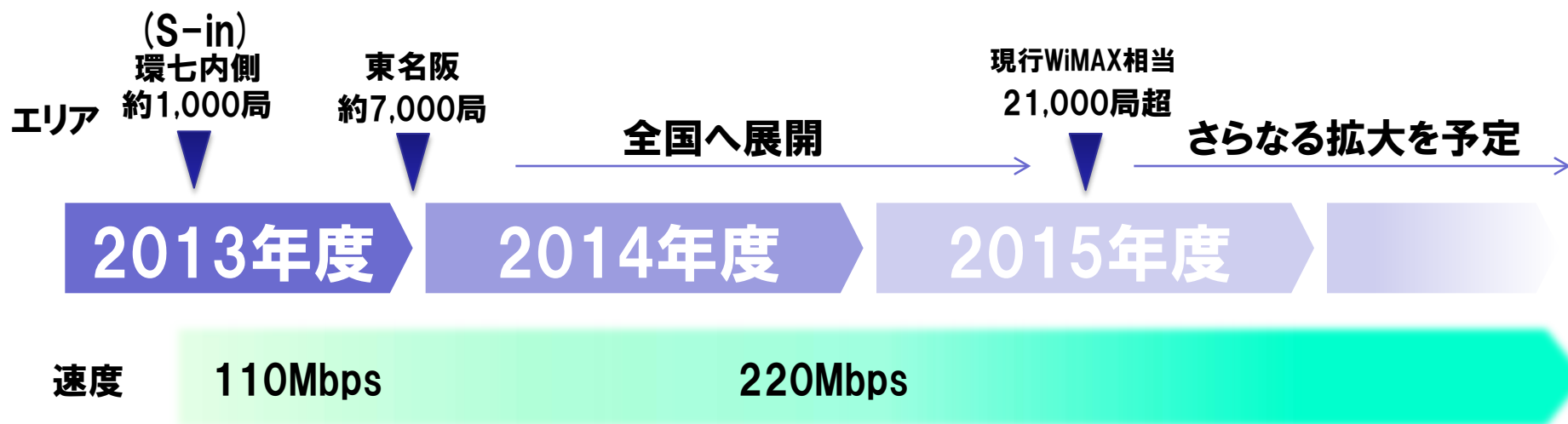
WiMAX2+サービスの概要

WiMAX2+サービス概要(1)

1. サービス開始予定日

2013年10月31日(木)予定

2. WiMAX2+エリア展開/通信速度



3. サービス開始時点でのWiMAX2+対応サービス

- ✓ WiMAXとWiMAX2+をデュアルで提供(シームレスな利用が可能)
- ✓ オプションとしてFD-LTEの提供を検討中(オプション料金含む)
- ✓ 利用制限については検討中

WiMAX2+サービス概要(2)

4.対応端末(ルーター)

- ✓ WiMAX及びWiMAX2+利用を可能とするルーターを準備中
- ✓ 当該ルータは、UQからMVNO様に販売する

5.通信モード

- ✓ 端末上で以下のモードを切り替えて利用できます。(名称を含めて詳細検討中)
 - ①モード1:WiMAXのみの利用が可能なモード
 - ②モード2:WiMAX/WiMAX2+(*)の利用が可能なモード
 - (*) WiMAX2+対応エリア内ではWiMAX2+に優先接続
- ✓ 利用できるモードは端末の仕様によります

その他のサービス条件(1)

①UIMカードの導入

従来のMACアドレスベースの管理に替わり、UIMカードによる契約回線管理を行います。



※イメージ

- ✓ サイズは当初microSIM (3FF) 1種類を提供します。
- ✓ 当社よりMVNO事業者様にお貸し出しします。
- ✓ あらかじめ電話番号が付与されています。
- ✓ 開通はサービスオーダーのみで行います。ライター装置は不要です。
- ✓ UQの認証を取得していない端末(他通信事業者端末やSIMフリー端末を含む)に挿入してご利用いただくことはできません。

その他のサービス条件(2)

②児童ポルノブロッキングの実施

- ✓ 児童ポルノの流通抑止を目的として、当社インターネット接続サービスにおいて児童ポルノを閲覧できないようにするブロッキングを実施します(タイプAが対象)。
- ✓ 児童ポルノブロッキングは児童ポルノ画像等を掲載するサイトへのインターネットアクセスを遮断するもので、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)が提供する「児童ポルノ掲載アドレスリスト」に指定されたサイトを対象に実施します。

③利用可能端末

- ✓ 事前に当社に登録されたIMEI(International Mobile Equipment Identity:国際移動体装置識別番号(端末識別番号))が付与された端末のみが利用可能となります。

I

WiMAX 2+サービスの概要

II

MVNO様へのご提供概要

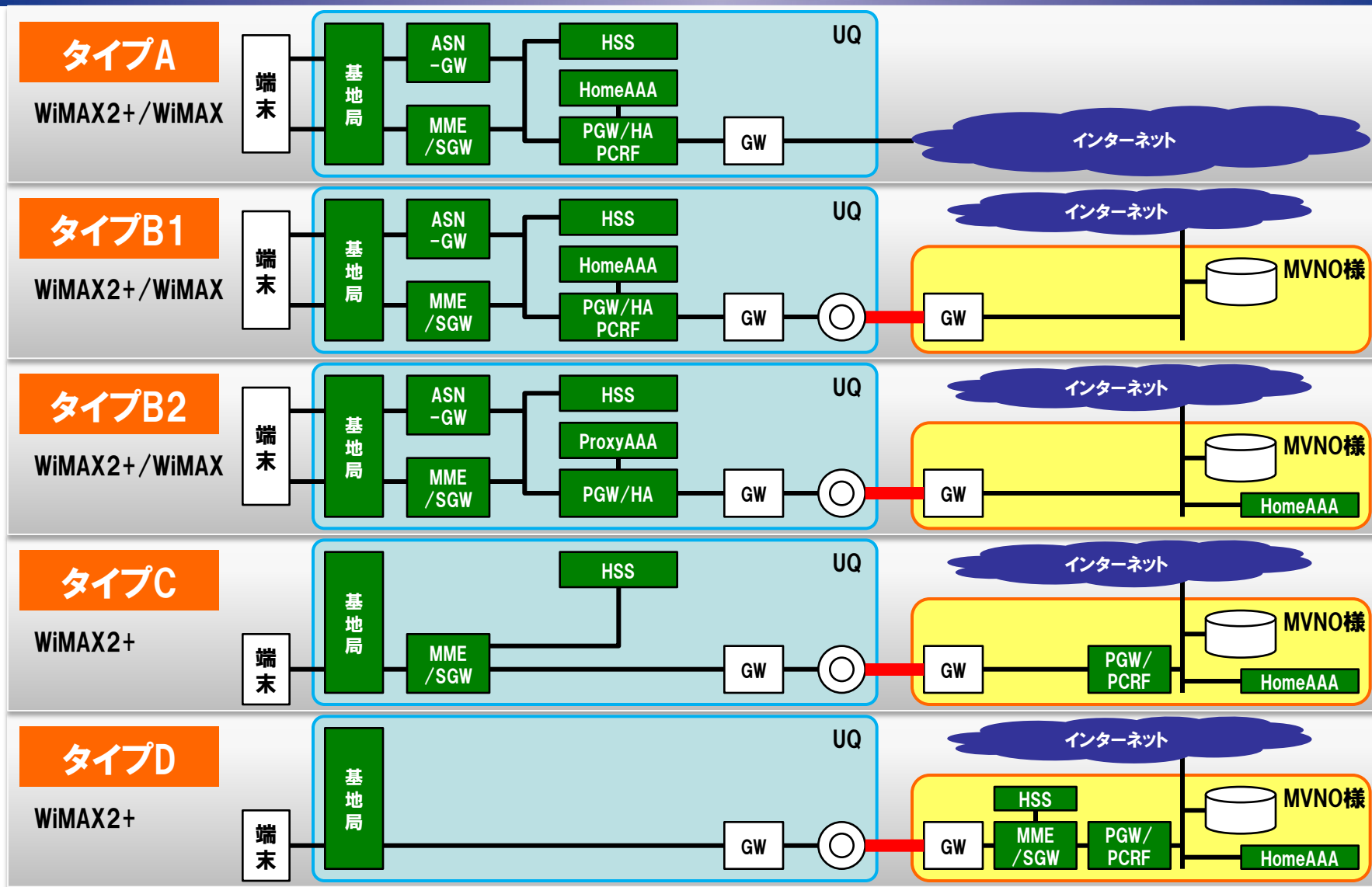
III

その他

参考資料

提供形態

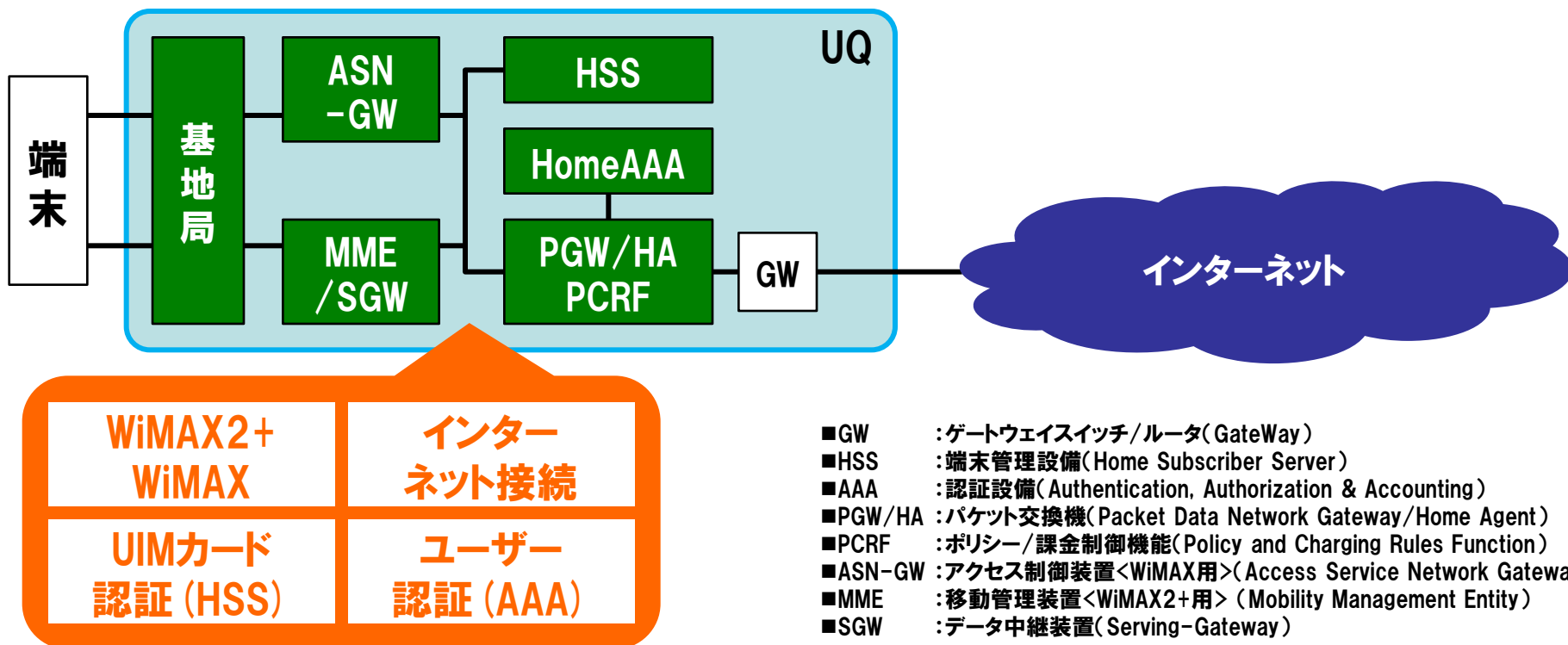
標準プラン



タイプA

現行WiMAXサービスのパターン1/2に相当

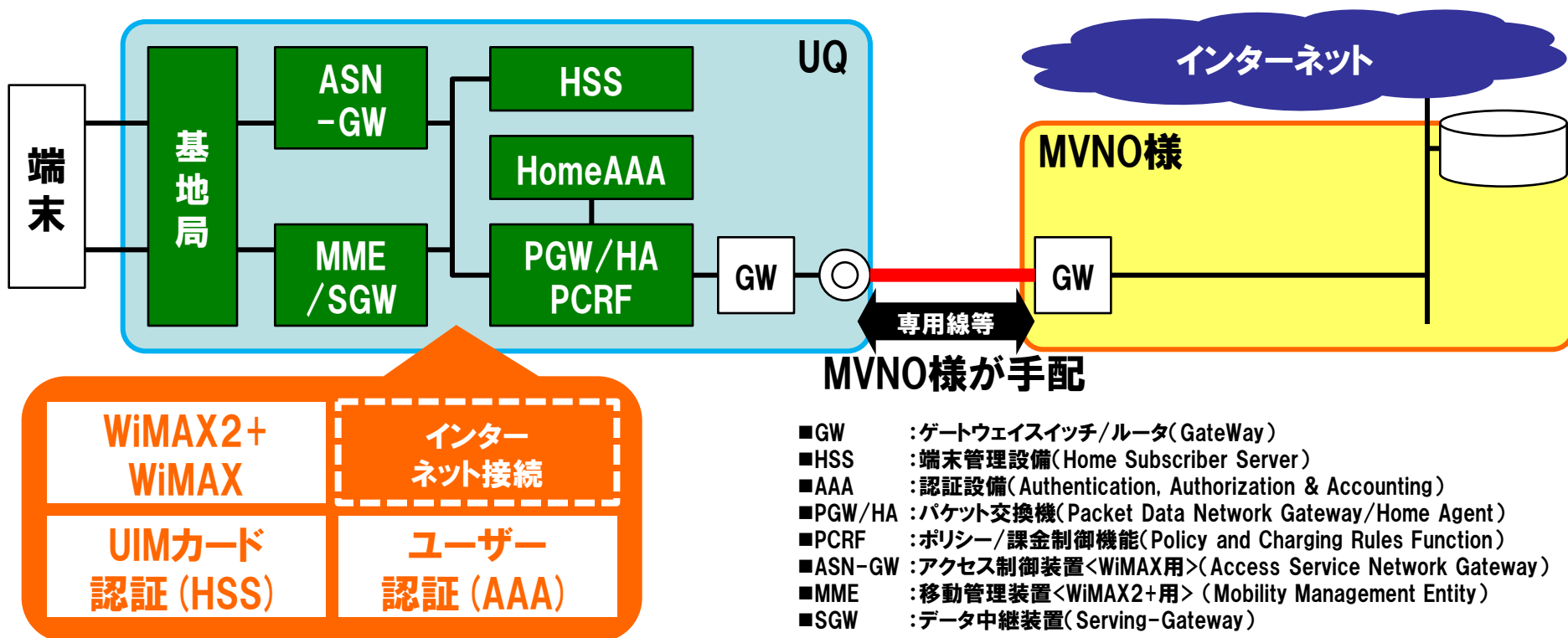
- 当社がインターネット接続も含めて提供する形態です。
- 通信設備の手配・運用が不要ですので、初期投資を抑えて手軽に始めることができます。



タイプB1

現行WiMAXサービスのパターン3に相当

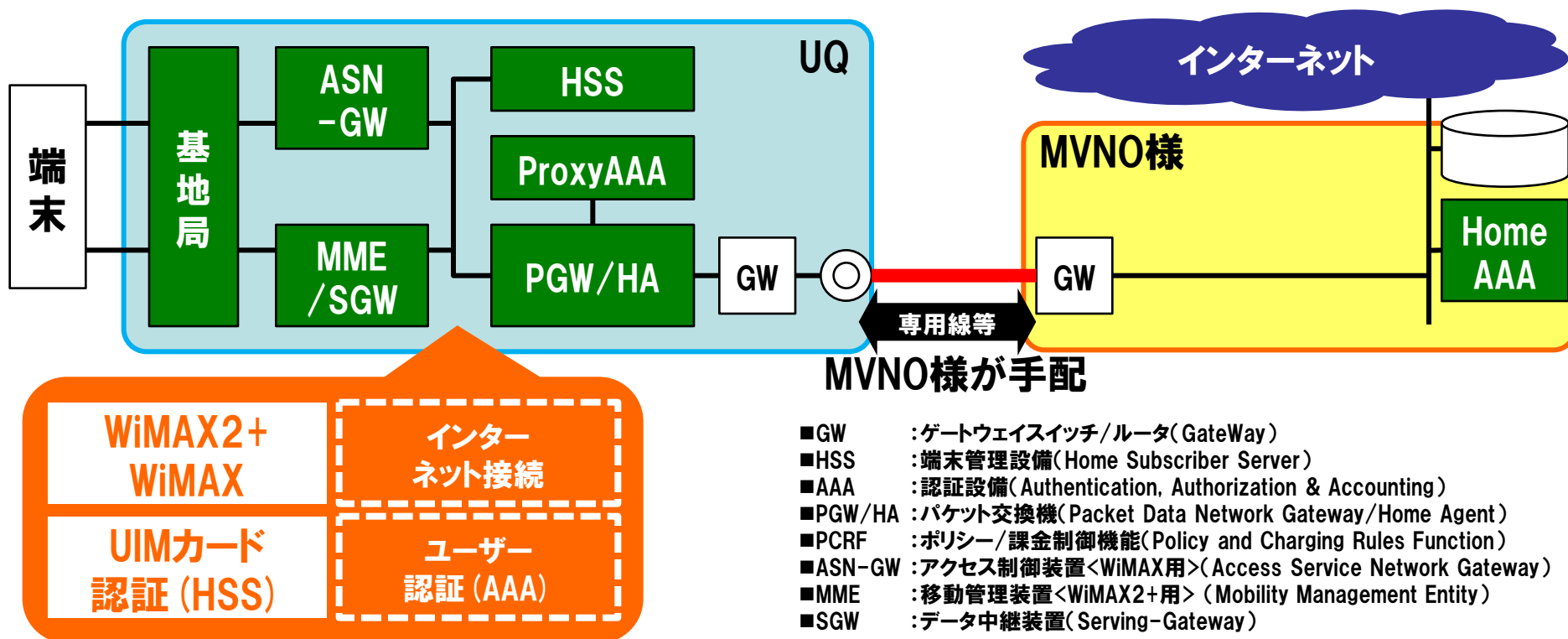
- MVNO様設備経由でインターネット等へ接続する形態です。
- 当社のHomeAAAでユーザー認証を行いますので、MVNO様にて認証設備を用意する必要がありません。



タイプB2

現行WiMAXサービスのパターン4に相当

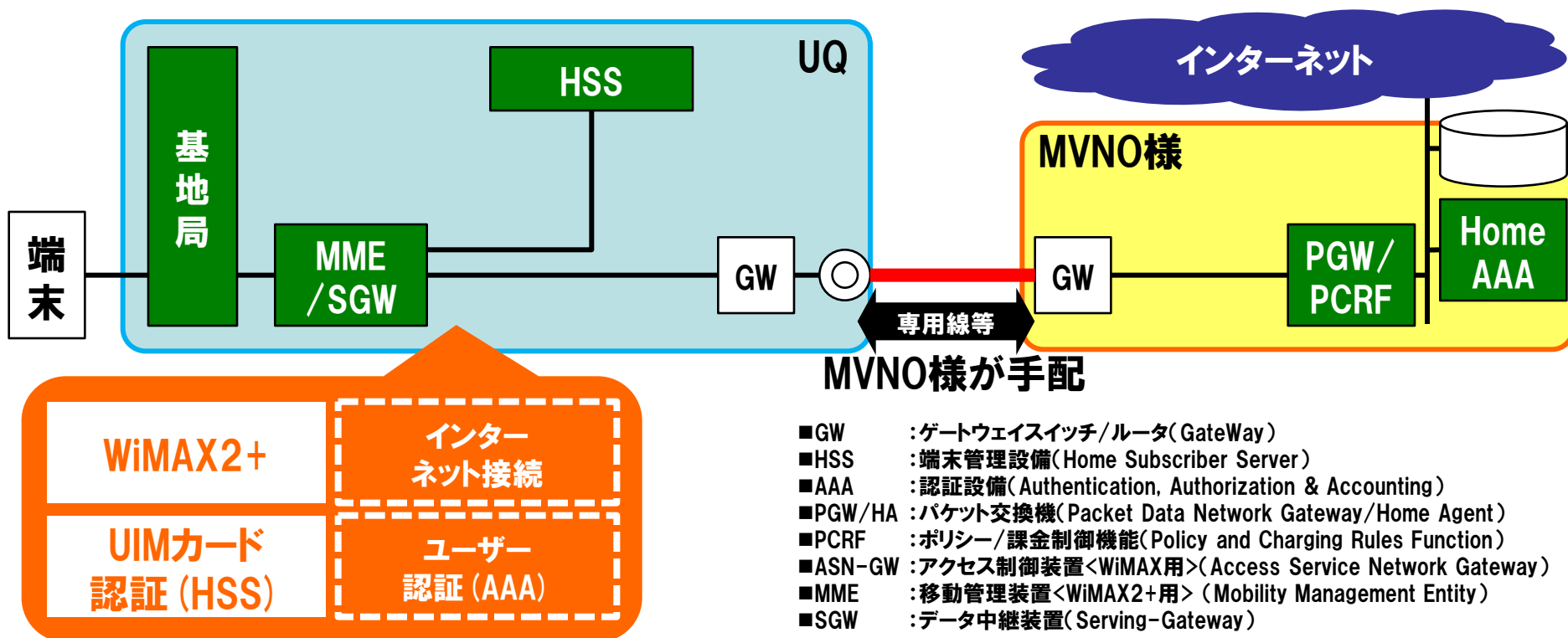
- MVNO様設備経由でインターネット等へ接続する形態です。
- MVNO様のHomeAAAでユーザー認証を行うことができます。



タイプC

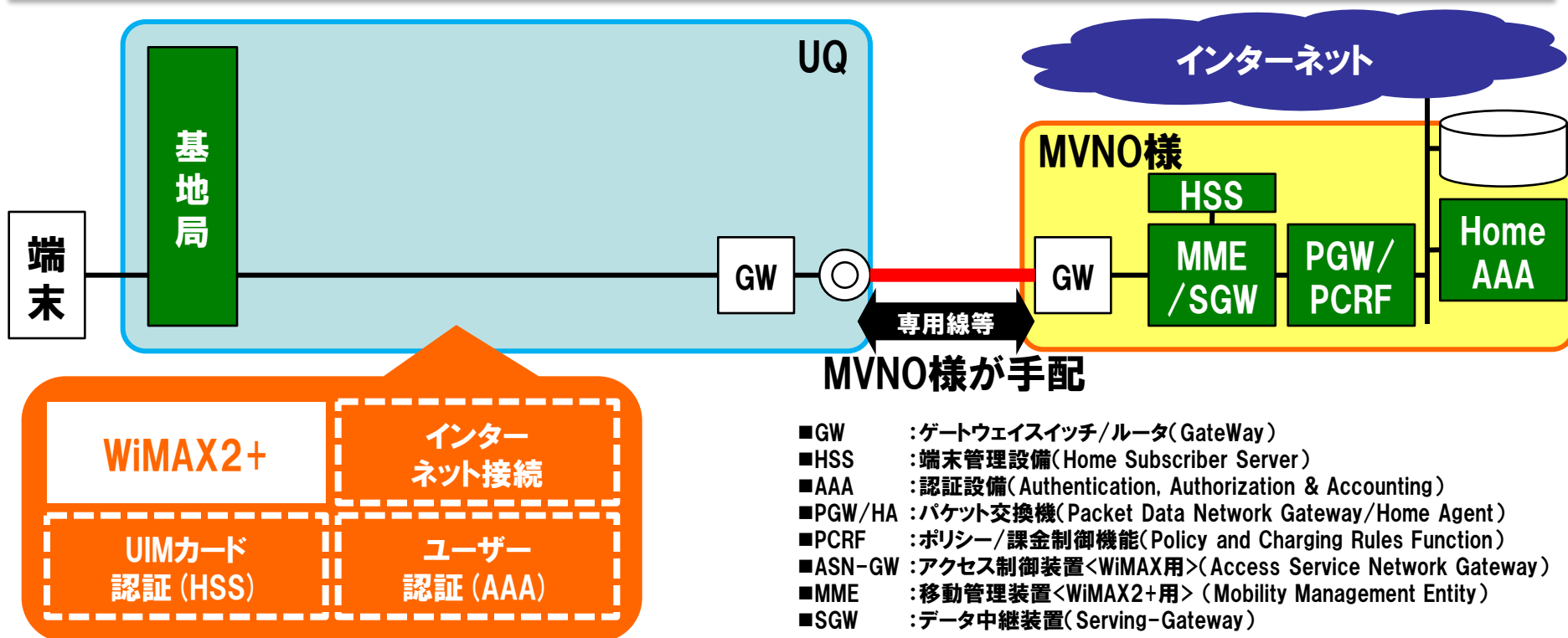
現行WiMAXサービスのパターン5に相当

- MVNO様設備経由でインターネット等へ接続する形態です。
- MVNO様側でセッション管理を行うことが可能です。
- WiMAX2+通信のみのご提供になります。



タイプD

- 当社がWiMAX2+の無線アクセスネットワーク(RAN)に接続可能なインターフェイスを提供し、MVNO様が基地局収容に係る設備及び上位設備を保有する形態(RANシェアリング)です。
- 複数のMNOから調達したRANを組み合わせ、MVNO様独自のネットワークを構築・運用することも可能です。



ご提供料金

※タイプC/Dは個別協議になりますので、タイプA/B1/B2を対象にご説明いたします。

月額料金～回線費用～

- 料金プランとして、期間条件の無い「定額プラン」と、2年間の継続利用を条件に料金を低廉化した「2年定額プラン」を設定いたします。

タイプA

タイプB1

タイプB2

(1回線ごとに月額)

区 分		料金額(税別)		
		タイプA	タイプB1	タイプB2
基本使用料	定額プラン	4,220円	4,130円	4,110円
	2年定額プラン	3,220円	3,130円	3,110円
	上段:通常料金 下段:キャンペーン割引適用後	2,720円	2,630円	2,610円
ユニバーサルサービス料(現時点の想定額)		3円		

- ※ 2年定額プランの契約期間は2年間とし、適用開始日を含む月の翌月を1ヵ月目とします。解約のお申し出がない場合、更に2年間の契約として自動更新となります。途中解約又は料金プラン変更があった場合は、定期プラン廃止料として9,500円(税別)をお支払いいただきます。
- ※ キャンペーン割引は、MVNO様が当社指定の端末をエンドユーザ様へ販売し、同時に2年定額プランを選択して新規に開通した回線について、最初の満了月までの期間において適用します。キャンペーン終了時期は未定です。
- ※ 基本使用料は、利用日数に応じて日割りします。その他の料金は日割りしません。
- ※ ユニバーサルサービス料は、基礎的電気通信役務提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算定された額を適用します。
- ※ 最低利用回線数を1,000回線とします。ご提供開始から1年経過以降に1,000回線に満たない月は、その不足分に2年定額プランの基本使用料を乗じた金額をお支払いいただきます。

月額料金～接続費用～

- 下表のとおり電気通信設備の接続に係る月額料金を設定いたします。

タイプB1

タイプB2

区 分		内 容	料金額(税別)
GW利用料	UTP接続	当社GW装置とのUTPケーブル接続に係る費用	月額20万円/1ポート
	光接続	当社GW装置との光ケーブル接続に係る費用	月額30万円/1ポート
設備利用料		当社センター内でのコロケーションに係る費用	月額10万円/1スペース
課金ログ提供サービス利用料		当社からの課金ログ提供に係る費用	月額 2万円

※ 上記料金は、利用日数に応じて日割りします。

※ 課金ログ提供サービスは、タイプB1のみ提供します。

※ 最低利用期間を1年間とします。最低利用期間内に卸契約が解除された場合は、残余の期間に対応するGW利用料、設備利用料及び課金ログ提供サービス利用料をお支払いいただきます。

各種手数料

- 下表のとおり当社電気通信設備との接続に係る料金を設定いたします。

タイプA

タイプB1

タイプB2

区 分	内 容	料金額(税別)
登録料	新規に回線を開通したときに発生する手数料	3,000円/1回線
UIMカード再発行手数料	UIMカードの再発行を行ったときに発生する手数料	2,000円/1件

工事費等

- 下表のとおり工事等に係る料金を設定いたします。
- 具体的な金額につきましては、都度見積りの上でご提示いたします。

タイプB1

タイプB2

区 分	内 容
工事費	MVNO様のご要望を受けてUQ側で工事を行った場合の工事費
試験対応費	MVNO様のご要望を受けて双方で通信の正常性を確認するなど各種接続試験を行った場合の費用
立会費	MVNO様のご要望を受けて当社センター内の工事等に立ち会った場合の費用
システム連携導入費	当社情報システムとのシステム連携を行った場合の費用

契約形態等

契約形態

区 分	契約形態
タイプA	「UQ卸通信サービス利用規約【タイプA編】」に基づき 卸電気通信役務としてご提供
タイプB1	「UQ卸通信サービス利用規約【タイプB編】」に基づき 卸電気通信役務としてご提供
タイプB2	
タイプC	個別協議
タイプD	

接続条件

区 分	内 容
接続箇所	東京・大阪の2か所 いずれか1か所で全国トラヒックを引き渡し可能
接続インターフェース	10BASE-T, 100BASE-TX, 1000BASE-SX
ドメイン	1MVNO様1ドメイン

※ ドメイン名はMVNO様が保有するグローバルドメインを原則とします。

※ タイプC/Dの接続条件は、個別協議となります。

情報システム連携

- 情報システム連携は原則としてタイプB1/B2/Cについて提供します。
- 詳細については、個別協議とさせていただきます。

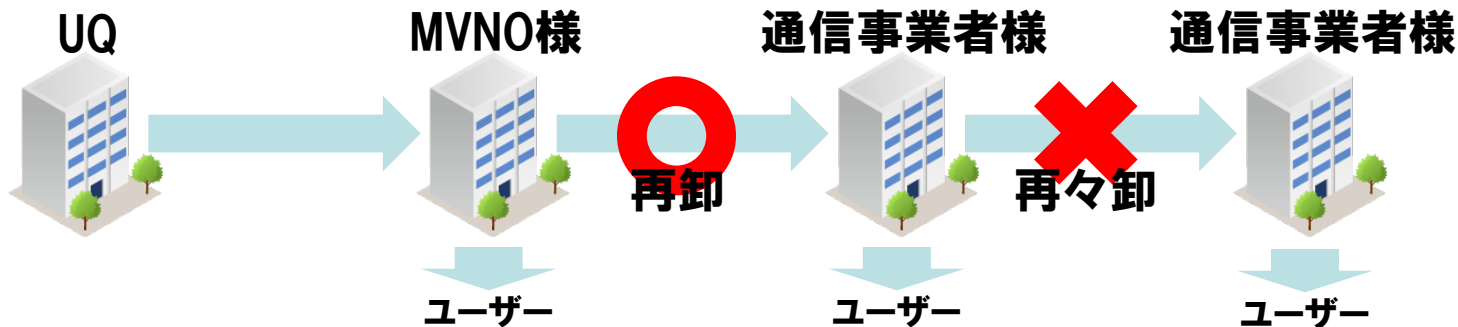
【情報システム連携の種類】

- ・ サービスオーダー(SO)の投入に係る連携(回線登録/解除等)
- ・ 課金ログデータの提供に係る連携 他

禁止形態

- 以下の利用形態は禁止させていただきます。

①再々卸サービスの提供



②無線事業のバックホール回線での利用



※無線事業： 事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業

手続き

債権保全に関するお願い

- 滞納の恐れがあると当社が判断したMVNO様は担保措置が必要です。

書類提出のお願い

以下の書類について、税務申告書に添付する直近2期分を提出していただきます。

- ✓ 貸借対照表
- ✓ 損益計算書

担保措置が必要となる要件

以下のいずれかに該当する場合は担保措置を要することとします。

- ✓ 法人設立後、初回の決算を迎えていない事業者様
- ✓ 過去1年以内に負担すべき金額を滞納したことがあるとき
- ✓ 直近の決算において債務超過であるとき
- ✓ 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、当社が別に定める基準に該当するとき
- ✓ 前述の「書類提出のお願い」に関し、合理的な理由がなく応じていただけないとき

必要な担保措置

MVNO様が負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額を預託金として預け入れていただきます。

※詳細条件については、個別協議の中でご説明いたします。

標準的な処理期間

● 標準的な手続き & 処理期間に基づき公平に取り扱います。

- 守秘義務契約締結 : 技術条件、各種規約の開示にあたり必要となります。
- 事前相談 : 申込書の記載方法等、ご不明な点について適宜実施いたします。
- 申込書/検討依頼書の提出 : タイプ毎に、必要事項をご記入の上、ご提出いただきます。

タイプA
申込書の提出

- 卸契約の締結/回線開通 (概ね1.5ヶ月)
- ・ 審査に問題が無ければ、卸契約が成立します。

タイプB1/タイプB2
検討依頼書の提出

- 接続協議実施(概ね3ヶ月)
 - ・ 検討依頼書にもとづき、詳細協議いたします。
- 検討結果通知/接続申込/契約締結(概ね1ヶ月)
 - ・ 詳細協議に結果についてご回答いたします。
 - ・ 問題がなければ、接続・設備構築等に必要な契約を締結します。
- 接続準備(最短2ヶ月)
 - ・ 接続用設備の構築等、接続に必要な準備を行います。

タイプC/タイプD
検討依頼書の提出

接続に係る技術的条件によって、協議、準備期間が大きく異なります。

サービス提供開始

WiMAX2+サービス開始までの手続き

- WiMAX2+サービスに関する新たな卸規約等各種規約類は本年10月初に開示予定です。
- 現在既に当社WiMAXサービスを提供中のMVNO様もWiMAX2+サービスを提供される場合には新たな申込が必要となります。
- 9月3日以降に事前協議申込を頂いた企業様については、守秘義務契約を締結の上、債権保全審査等WiMAX2+サービス提供に向けた事前手続きを実施させていただきます。
- 事前協議申込は以下フォームからお申込み下さい。
<https://www.uqwimax.jp/form/kyogi/input/>

本日のご説明内容

I

WiMAX 2+サービスの概要

II

MVNO様へのご提供概要

III

その他

その他

標準プラン以外の扱い

- 標準プラン以外のご要望でも協議に応じます。
- ただし、WiMAX2+サービスの早期立上げに向けて標準プランでのご提供を優先させていただきますので、個別協議の実施はお待ち頂く場合があります。

WiMAX2+対応端末の卸販売

- 当社がサービス開始時にユーザへ販売するWiMAX2+対応端末をMVNO様へ卸提供いたします。
- 端末スペック・卸価格等の詳細につきましては、当該製品をプレス発表後、ご希望の事業者様に対してご案内させていただきます。

電気通信事業に係る各種ルールの遵守について

- 当社へのお申込ならびにMVNOサービスの提供にあたっては、電気通信事業法の手続きその他各種業界ガイドラインを遵守いただく必要があります。

電気通信事業の登録・届出

- ✓ 当社へのお申込にあたっては、電気通信事業者として登録・届出を実施いただく必要があります。
- ✓ 登録・届出の方法については、総務省HP 電気通信事業参入マニュアル等を参照願います。
(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02.pdf)
(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/japanese/misc/Entry-Manual/TBmanual02/entry02_01.pdf)
- ✓ お申込に際して、MVNO様が電気通信事業者であることを確認させていただきます。

消費者保護ルールの遵守

- 行政ガイドラインや業界ルールを遵守いただき、消費者に適切に対応いただくようお願いいたします。
- 特定のMVNO様にて消費者トラブルが多発した場合、卸契約解除や回線提供停止を行う場合があります。
- ✓ 電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン(総務省ガイドライン)
 - ✓ 電気通信事業者の営業活動に関する自主基準(業界団体ガイドライン)
 - ✓ 電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン(業界団体ガイドライン)
 - ✓ このほか、地方自治体の消費生活センター様より消費者からの苦情・相談への対応依頼があった場合には、適切に対応いただくようお願いいたします。

※上記は当社が電気通信サービス提供上最低限必要と考えられる事項・お願い事項を記載したもので、MVNO様が法令上遵守すべき義務や手続きの全てを網羅し当社が保証するものではありません。MVNO様が事業継続上必要な電気通信事業法その他の法令上の義務や必要な手続きについては、自らの責任において確認いただき、必要な措置を実施頂きますようお願いいたします。

情報提供のお願い

- 電気通信事業報告規則に基づき、MVNO様から情報を提供いただきます。

MVNO様からご提供いただく情報

対象：契約者数が**1万以上**のMVNO様

項目：MVNO様とエンドユーザ様との**契約数**

単位：都道府県ごと

時期：四半期末時点

期限：四半期経過後15営業日以内

名義数ではなく、回線数でカウント願います。

(例)1法人契約で、5回線利用
⇒ 契約数は5となります。

* 電気通信事業報告規則(「報告規則」)の改正が予定されており、**他のMNOに係るMVNOサービスによるものを含めた契約数の合計が3万以上のMVNO様は、UQへの情報提供に加え、総務省への直接報告が必要**となります。

ご報告いただく根拠(法制度上の規定)

- ・報告規則様式第13(UQから総務省に報告する様式)の記載注に基づき県別の契約数をご報告いただきます。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

- ・なお、報告規則の改正により、様式第13の第2表※として、UQより総務省に対して、契約数が3万以上／未満に分類した形で、MVNO事業者の個社名の報告が必要となる予定です。

* このほか、電波法等各種法規制に基づく情報提供(電波の利用状況の調査など)について、必要に応じて適宜ご依頼させていただきます。